

之亦後刊面會時ヲ通告スヘシト謝絶ナレ座ニク
 部ニ引揚ケツリ
 以上ノ如クニシテ目下ノ処敢テ不慮ノ行動モセ彼等
 組合員ノ従来ノ行動ニ鑑ミ嚴戒中
 右及申(函)報美也

15.8.2
15.8.9
356

労務部第一七二六号

寫

大正十五年八月七日

警視總監 太田政弘

内務大臣 濱口雄幸 殿
 社会局長 官長 岡隆一郎 殿
 各 廳 府 縣 長 官 殿
 東京地方裁判所 検事正 殿

日刊新聞萬朝報社労働争議ニ関スル件(第二報)
 一、會見交渉類末

昨六日午後五時職工代表宮越信一郎、佐々木敏一、